相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区脇浜町二丁目七二番地、最後の住所兵庫県明石市藤江九四〇番地の一Ｐｕｒｅ・Ａｒｒｏｗ二〇二号

被相続人　亡　西川　数則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月九日

神戸市中央区三宮町二丁目一一―一　センタープラザ西館五〇一号

相続財産管理人　弁護士　森　有美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区福田五丁目七番、最後の住所神戸市垂水区福田五丁目七番九号

被相続人　亡　藤原　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月九日

神戸市中央区三宮町二丁目一一―一　センタープラザ西館五〇一号

相続財産管理人　弁護士　森　有美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市新庄町六四二番地、最後の住所和歌山県田辺市新庄町六四一番地

被相続人　亡　榎本　佐内

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月九日

事務所和歌山県田辺市下屋敷町七三番地

相続財産管理人　司法書士　佐藤　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市中央区新屋敷町三六一番地、最後の住所福岡市城南区干隈二丁目五〇番五―一〇〇三号

被相続人　亡　髙田　徹也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月九日

福岡市西区野方一丁目二六番六号

相続財産管理人　小山　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県国頭郡今帰仁村字運天一三九番地、最後の住所沖縄県名護市大北三丁目一六番一―二―一〇四号大北団地

被相続人　亡　中村　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月九日

沖縄県名護市港一丁目一四番一八号

相続財産管理人　金城　哲成

無縁墳墓等改葬公告

納骨堂整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年五月九日

一、墳墓等所在地　熊本県熊本市中央区妙体寺町八番一九号

一、墳墓等の名称　**荘厳**寺一時預かり納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　熊本県熊本市中央区妙体寺町八番一九号　宗教法人　**荘厳**寺　代表役員　續　隆之

無縁墳墓等改葬公告

マンション建設工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年五月九日

一、墳墓等所在地　沖縄県那覇市松尾一丁目四四番地

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市松尾一丁目一九番二七号　株式会社ミルキーエステート　代表取締役　新垣　明則

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年五月九日

茨城県日立市日高町五丁目三番三号

日立物流フロンティア株式会社

確定給付企業年金清算人　緑川　正芳

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年５月９日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①興和不動産レジデンスサービス株式会社　②東京都知事(5)73738　③代表取締役　河上裕章　④東京都千代田区岩本町三丁目２番４号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区岩本町三丁目２番４号　株式会社日鉄コミュニティ　代表取締役　永森清

①協同企業株式会社　②神奈川県知事(7)16201　③代表取締役　千葉理香　④横浜市中区相生町４丁目69番１　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市中区相生町４丁目69番１　協同企業株式会社　代表取締役　千葉理香

①株式会社オリエントホーム　②国土交通大臣(2)7771　③代表取締役　福本勤　④主たる事務所　大阪府大阪市西区南堀江４丁目４番18号、廃止した従たる事務所　南大阪店　大阪府堺市堺区寺地町西１―１―１　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市西区南堀江４丁目４番18号　株式会社オリエントホーム　代表取締役　福本勤

①遠島建設株式会社　②大阪府知事3046966　③代表取締役　澤村隆男　④大阪府枚方市牧野本町１丁目10―36　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦京都府八幡市西山足立７番地３　トーシマ建設株式会社　代表取締役　澤村隆男

債権申出の公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたが、平成二十六年三月二十七日当職が清算人に選任されました（岐阜地方裁判所平成二十六年（チ）第二号事件）。

当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月九日

岐阜市長良福光二五六三番地の二

宗教法人神理教瑞穂教会

岐阜市神田町六丁目二五番地一アーバンクマダ二階　清算人　弁護士　武田　和則